〇厚生労働省告示第六十四号

号 社 祉 護 社 士 目 会 숲 を \mathcal{O} 12 福 介 社 定 福 関 福 会 規 祉 護 定 士 福 \Diamond 祉 す 祉 福 学 る に 主 士 る 祉 祉 省 介 基 科 校 事 + 士 づ 令 護 目 指 養 養 及 き、 第 を 成 成 び 福 定 定 規 兀 祉 機 施 介 社 関 設 士 条 \Diamond 則 護 学 会 第 等 指 る 福 平 六 福 校 省 指 定 祉 号 指 祉 令 成 定 規 士 \mathcal{O} 法 定 士 規 則 介 平 + 規 則 規 施 定 昭 護 成 則 年 行 平 に 厚文 第 福 規 和 十 生部 基 三 成 六 則 祉 条 年 労科 づ + 士 十 <u>-</u> 昭 き 第 厚文働学 養 生部省省 厚 成 年 年 和 労科 号 令 六 生 施 厚 厚 + 労 働学 第 ヲ 設 生 生 働 指 省省 省 省 及 号) 令 令 令 年 大 75 定 第 厚 第 規 第 第 臣 第三 則 三 生 が 五. 五 五. 号) 第 + 省 别 条 + 条 \equiv \equiv 号) 第 令 に 号) 第 定 条 第 第 + 第 第 兀 \Diamond 兀 匹 号 第三 号 三 + る 条 ___ 号 条 第二号 施 1 1 九 号) 設 条 第 並 ヲ (4)及 第 及 び 12 び = + 号 第 び ヲ 第 並 事 社 \vdash 五. 業 号 会 第 条 び 五. (4)等 条 に 福 六 \mathcal{O} 第 号 ワ 社 ヲ \mathcal{O} 祉 に 並 及 会 並 +関 社 部 兀 び び 福 び 号 会 を す に 社 祉 に ワ、 改 第 会 福 る イ 士 正 科 七 福 介 祉

令和二年三月六日

す

る

告

示

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

8

る。

厚生労働大臣 加藤 勝信

護 社 8 会 る 福 省 祉 福 令 士 祉 第 学 士 校 介 兀 条 指 護 第 定 福 六 規 祉 号 則 士 第 \mathcal{O} 養 規 \equiv 成 施 定 条 に 第 設 基 指 号 づ 定 き ヲ 規 厚 及 則 生 第 び 労 第 三 条 働 五. 第 大 条 第 臣 号 が + ヲ 别 几 号 及 に 定 1 び 第 \Diamond 並 る び 五. 施 条 に 設 第 社 会 及 +び 兀 福 号 事 祉 業 1 に 等 関 \mathcal{O} す 社 る 会 福 部 科 を 目 祉 改 を 士 定 介 正

す

る

告

示

令 福 社 第 祉 会 士 兀 学 福 条 第 校 祉 六 指 士 号 介 定 護 規 \mathcal{O} 規 則 福 定 第 祉 \equiv に 士 条 養 基 第 成 づ き 施 __ 号 設 厚 指 ヲ 生 労 及 定 働 \mathcal{U} 規 則 大 第 第三 臣 五 条 が 条 第 別 第 に + 定 兀 __ 号 号 \Diamond る 1 ヲ 及 並 施 び 設 U 第 に 及 び 五. 社 会 条 事 第 業 福 祉 + \mathcal{O} 兀 に 部 関 号 イ、 す 改 る 正 科 社 会 目 を 福 定 祉 8 士 介 る 省 護

第 告 る 介 省 護 条 示 第二 令 福 第 祉 社 百三号) 兀 士 会 学 条 福 第 校 祉 六 指 士 号 介 \mathcal{O} 定 規 護 \mathcal{O} 部 規 則 福 を 定 第 祉 次 に 士 三 条 \mathcal{O} 基 養 づ 第 表 成 \mathcal{O} き 施 号 ょ 厚 設 う ヲ 生 指 に 及 労 定 改 働 び 規 正 第 大 則 す 第 臣 五. る 条 三 が 別 第 条 に 第 + 定 兀 号 号 8 る 1 ヲ 施 並 及 設 び び 及 に 第 び 社 五. 事 会 条 福 業 第 祉 + 昭 12 兀 和 関 号 六 イ、 す + = る 科 社 年 目 会 厚 を 福 生 定 祉 省 \Diamond 士

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

2 (略) 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び発五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(昭和六十二年厚合第五十号。以下「養成施設規則」という。)第三条第一号の人で関する科目を定める省令(平成二十年厚生労働省令第三号に関する科目を定める省令(平成二十年厚生労働省令第三号に関する科目を定める省令(平成二十年厚生労働省で関する科目を定める省令(平成二十年厚生労働省で関する科目を定める省令(平成二十年厚生労働省で関する科目を定める省令(平成二十年厚生労働省で関する科目を定める省令(平成二十年厚生労働省で関する科目を定める省令(平成二十年厚生労働省で関する科目を定める省令(平成二十年厚生労働省で関する利目を定める省令(平成二十年厚生労働省で関する科目を定める省令(平成二十年厚生労働省で対象が、次に掲げる施設又は事業とする。	改 正 後
号ワ 条第十四号イ、計 号ワ 条第十四号イ、計 1 社会福祉士介護 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
略) 略) 略) 略) 略) 略) 略)	改正前

福 社 祉 会 士 福 学 校 祉 指 士 介 定 護 規 則 福 第 祉 \equiv 士 条 養 第 成 施 号 設 指 ワ 及 定 規 \mathcal{U} 則 第 第三条 五. 条 第 第一 + 兀 号 号 1 ワ 及 並 び U 第 に 社 五. 条 会 第 福 祉 + 匹 に 号イ、 関 す る 社 科 会福 目 を 定 祉 8 士 介 る 省 護

令

第

兀

条

第

六

号

 \mathcal{O}

規

定

に

基

づ

き

厚

生

労

働

大

臣

が

別

に

定

 \Diamond

る

施

設

及

び

事

業

 \mathcal{O}

部

改

正

 \Diamond

士

第二 12 る 介 条 改 省 護 正 令 福 す 第 祉 社 る。 兀 士 会 学 福 条 第 校 祉 六号 指 士 介 定 \mathcal{O} 規 護 規 則 福 定 第 祉 に 士 三 基づ、 条 養 第 成 き厚 施 号 設 生 ワ 指 一労働 及 定 び 規 大 第 則 臣 第 五. が 条 三 別 第 条 に + 第 定 兀 号 号 8 る ワ 1 施 並 及 設 び び 及 に 第 び 社 五. 事 会福 条 業 第 \mathcal{O} + 祉 兀 12 部 関 号 を イ、 す 次 る \mathcal{O} 科 社 表 会 目 \mathcal{O} を 福 よう 定 祉

$\overline{}$
傍線
部
分
は
改
正
部分
7

1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和・	び事業 で事業 で事業 で事業 で事業 の規定に基づき厚生労働大臣が別四条第一項第七号の規定に基づき厚生労働大臣が別及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第十四号イ、社会福祉士養成施設指定規則第三条第	改正後	
2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略)	に定める施設及 四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業を定める省令第 及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第第三条第一号ワ 条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワー号ワ及び第五 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五		

(社会福祉主事養成機関等指定規則第三条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設

及び事業の一部改正)

第三条 社会 福 祉 主 事 養 成 機 関 等指 定 規 則 第三条第十二号 \mathcal{O} 規定に基 でき厚っ 生 労 働 大 臣 が 別 に 定 め る

施 設 及 び 事 · 業 (平成十二 年厚生省告示 第 百 五 十二号) の 一 部 を次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} ように 改 正 す る。

_
傍線
部
分
は
改
正
部
分

改

正

前

B等指定規則(平成十二5	社会福祉主事養成機関等指定規則
三条第十二号に規定する厚生労働大臣が別に定める施	号)第三条第十二号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設及
、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一	事業は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条
第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学は	び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三
ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を	一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関す
令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める	省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設
業(昭和六十二年厚生省告示第二百三号)第一項に	(昭和六十二年厚生省告
設及び事業とする。	設及び事業とする。

改

正

後

第四条 社会福祉主事養成機関等指定規則第三条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める

施設及び事業の一部を次の表のように改正する。

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
_

改正後	改正前
阕等指定規則(平成十二年厚労省令第五十	関等指定規則(平成十二年厚労省令第五
三条第十二号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設	三条第十二号に規定する厚生労働大臣が別に定め
米は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ	は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ
五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条	五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第
第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定	号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定め
第四条第一項第七号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定め	第四条第六号の規定に基づき厚生
十二年厚生省	び事業(昭和六十二年厚生省告示第二百三号)第一項に規定する施
する施設及び事業とする。	設及び事業とする。

(社会福祉士及び介護福祉 士法施 行規則第五条の二の規定に基づき厚生労働大臣 が別に定める科目

の一部改正)

第五 条 社会福 祉 士 及 び 介 護 福 祉 士 法 施 行 規 則第 五. 条 の 二 \mathcal{O} 規 定 に 基 でき厚っ 生 労 働 大 臣 が 別 に 定 め る

科 目 平 成二十年厚生 労 働 省告示 第三百六号) O部 を 次 \mathcal{O} 表 0 ように改 Ē す る。

+ ++	九八	七カ	: 五.	四	三	=	_	
·二 社会福祉調査の基礎 ·一 ソーシャルワークの理論と方法 · ソーシャルワークの基盤と専門職	刑事司法と福祉障害者福祉	地域福祉	社会保障	社会福祉の原理と政策	社会学と社会システム	心理学と心理的支援	医学概論	改正後
(新設) 権利擁護と成年後見制度 十 保健医療サービス	所得者に対す	社会保障と	部上 けない 電上 十地域福祉の 理論と方	四 現代社会と福祉	三 社会理論と社会システム	二 心理学理論と心理的支援	一 人体の構造と機能及び疾病	改正前

(傍線部分は改正部分)

第三 社 会 条 第 福 祉 号 士 介 1 護 (4)及 福 祉 U 社 士 会 養 成 福 祉 施 設 に 関 指 す 定 る 規 則 科 第 目 を 三 定 条 第 \Diamond る 省 号 令 1 第 (4)兀 条 社 第 会 福 뭉 祉 = 士 に 介 規 護 定 福 す 祉 る 士 学 厚 生 校 指 労 働 定 規 大 則 臣

第六 が 条 別 に 定 社 会 8 福 る 祉 基 士 準 介 \mathcal{O} 護 福 部 祉 改 士 正 養 成

る。

大 規 臣 則 第 が 別 に 条 第 定 \Diamond 뭉 る 基 } 準 (4)及 伞 てバ 成二 社 会 $\overline{+}$ 福 年 祉 施 厚 12 設 生 関 指 労 す 定 働 規 る 科 省 則 告 第 目 示 を 三 条 第 定 第 \Diamond 五 百 る __ + 号 省 六 令 1 号) 第 (4)兀 \mathcal{O} 条 社 第 会 部 福 号 を 祉 次 = 士 介 に \mathcal{O} 表 護 規 \mathcal{O} 定 福 よう す 祉 る 士 (Z 学 厚 改 校 生 正 労 指 す 働 定

- 12 -

する科 ニに と (以下」 規 会福 定する厚生労働 目 「学校規 \smile を定める省令 祉 第三条 士 介 削」という。 護 第 福 _ 祉 号 ト (4)、 大臣が別に (以下 士 養成 。) 第三条符 (4)、社会福祉 2別に定める基準- 「科目省令」 有令」という。 (米第一号ト(4)及、 (世社士介護福祉・ (世社) 準 は、 及び士 次 次のとおりとする。)第四条第二号・及び社会福祉に関祉士学校指定規則・

改

正

後

する社 に関 野 定 員 上の 内容 する社会福 0) あ めるもの 講 イに 項 習 口 0 会福 -会 の 及 び て 及び実習分野 は、 掲 は、 げ 課程 ハに 祉 以 別 る |社士実習演習担当教員講習会の課程を修了したな習分野の項に定めるもの以上(イに掲げる科目は主実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎に 上 表基 別 |を修了した者に 表 掲げる科目に関 目 実 であることとし、 礎 習 分野 関 分野 する \mathcal{O} 0) 項社 項 及会び福 する社会 に あ 定 0 演 祉 ロて め 習 士 は、 会福 るも 及 び 分実 野習 ハ 別 に 表 0) 祉の演 の現上)であることの以上)であることとの現程を修了した者に掲げる科目に関別表演習分野の項に別表演習分野の項に関別をは、別表基礎分の現に定めるもの以上)である。 に定めるものに対する。

イ 助科 シ 目 ヤ 演 養 習 省 ル 成 ワー 令 施 议 第一 設 ク 下 規 演習及び 条第十六号 則 _ ソ 別] 表 シャル 第 ソ ĺ 及び 及 アリー び シ 第三条第 ヤ 学 ク演習等」とい ル 校 ワー 規 則 十三号に ク 別 演 表 習 第 う。 定め 専 に **専門**) 定 る 8 相 並 る び ソ 談援に

ワ シ ヤ 養 第 成 ル + ワ 施 匹] 設 ク実習指導並びに科!規則別表第一及び学! 号に定め る相談援 助 実習 目 校 | 省令第一条第十七号及び:| 規則別表第一に定めるソ 指 導 以 下 「ソ] シャ 第 Ì

ヤ 成 ル 施 ワ 設 規 則 ク 実 別表第一 習 並 び 及び学校は に科 目 省 令第 規 則 別 条第 表 第 +-八号及 に 規 定する び 第三

ク

実

習

導

等

と

1

う。

正が別に

に定める基

準

は、

次

0)

ŋ

とす

と 第 お 四

号 ト (4)

改

正

前

る号関則

略

にあっては、別関する社会福祉 する社会 野 定 員 上 \mathcal{O} ,る社会福祉-足めるもの以-見講習会の課程 一内口容 イに \mathcal{O} 項 及び実習な社会福祉士宝 及は掲び、げ ハ別る科 上 別祉 士実習演 程 分野 を修 士 掲げる科 基 表 目 実習演 であ 実習分野 礎 に 0 了した者にあ 関 分 習演習担当教員講習会の課程の項に定めるもの以上(イに演習担当教員講習会の内容は ることとし、 野 する 目に関する社 \mathcal{O} の 項 社 項に 及会び福 定 0 演 祉 んめるも て 習 口 士 会福 及 び · 分 署 は、 も会の 別表演! (イに掲 の演 以上)課程を: 項習 実習演に定め は、 げる科目に 習 別表基 分野 で修 で る科目 で 表基礎 野の担 あ る 員 いること も講 当の習 項 者に 分関に教以会

イ 第 条 成第 施 十 設 - 六号及びない規則別表は 5第三条第十二条第一、学校5 + - 三号に立く規則別: 定 表 め第る一 る 相並 談び 援に 助科 演目 習省

口 第 養 条 成 第 施 十設 規 七 号則 及び第一般別表第 第三条第 一、学校規語 + 兀 |号別に 定 表 \otimes 第 る 相並 談 び 援に 助科 実目 習省 指令

第 養 条第十 八 規 号 則 及 別 表第 び 第 第三条第十五条一、学校4 以規則別 五. 一号に 規 表 第 定 でする. 並 相 び 談 に 援 科 助 目 実 省 習 令

带	実習分野					演習分野			基礎分野	分野	別 表	
合計	野 (略)	(略)	ソーシャルワーク演習方法論Ⅲ	ソーシャルワーク演習方法論Ⅱ	ソーシャルワーク演習方法論Ⅰ	野ノーシャルワーク演習概論	ソーシャルワークの理論と方法	職ソーシャルワークの基礎と専門	野(略)	科目		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	履修方法		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	時間数		
 带											· . 別	
備 考	実習分野					演習分野			基礎分野	分野	別表	三 (略)
			相	相	相	相	相	相	(Ü
合計	(略)	(略)	相談援助演習方法論Ⅲ	相談援助演習方法論Ⅱ	相談援助演習方法論Ⅰ	相談援助演習概論	相談援助の理論と方法	相談援助の基礎と専門職	略)	科 目		
	(略) (略)	(略) (略)	談援助演習方法論Ⅲ (略)	談援助演習方法論Ⅱ (略)	談援助演習方法論Ⅰ (略)	演 習	の	\mathcal{O}	略) (略)			

シラバ ソー ヤス ルの ワ 作 1 成 方 ク 演 習 に 関 方 法する Ⅱ事 を ツ|含 しむ シも ヤ \mathcal{O} と ル ワ す 1 ク 演

0] 育 \mathcal{O} 内 容 及] び 方 法 に 関 する事 を ソ|含 む ŧ \mathcal{O} とす 習

に 実お習い ソ て 指 シ 使 導 t 方 用 ル 法 す ワ る教 論 Ι ク 演習 は材に 기関 方 法論Ⅲ] シ ヤ ル項は項は項を、を、を を含 ワ むしもシ ク実習等のもかり、 ク 意義に رِّ چ ク 演 関

五 る 事 項 を 含 方法に関う法に関う と こする。 実 習 指 導 等 \mathcal{O} 教 育 \mathcal{O}

内 容 実 習 及 び指 導方導 聞 III は な 事 項 ソ ĺ を含り むャ もル \mathcal{O} ワ と 1 すク

رِّ ک

上 す \mathcal{O} 実 ス 指 導パ 項] 方 含 法 F ジョ 論 む t IV とす ソー . 関 ソ 民する事 る。 ĺ シ シ ヤ ヤ 項ル ル を含り ワ むク ク 実 も実 習 の習 لح 等 等 す \mathcal{O} に うる。 評 お け 価 る教 方 法 に 育

> 関 する事 項 を 含 む II ₺ لح す \hat{z}_{o}

習

等

に 相 に に関する事で一談援助演 項 を含 方 法 む 論 ŧ 相のはのは、と、と、 لح す 相談 うる。 援 助 演 習 \mathcal{O} 教 育 \mathcal{O} 内 容 及 び

方

相談 を含む Ш す相る談 援 助 演 習 に お 1 て 使 用 パする教

材 実に習り 法項習 ŧ とす 実習

を

含

す

等

むも 習指導方法で関する事項を関する事項 論 Ι は、 談 援 助 \mathcal{O} 意 義に 関 す る 事 項

六 五. 法 実習指導方法と関する事項 実習 法項法 論す論を論 NるⅢ含Ⅱ は事はむは、 ŧ 相談できまれる。 る。助男 実 習 指 導 \mathcal{O} 教 育 \mathcal{O} 内 容 及 び

け る 教 育 上 0) ス]

法関 項 1 実習の評 後助実習し

す رِّ چ 論 相 談 価 方 法 に 関

す

る

事

項

パ

方

七

第七条 規 則 第三 社会福品 条第 祉 号 卜 士介護福 (4) 及 び 祉 社 \pm 養成: 会 福 祉 施設指定規則第三条第一号卜 に 関 す る科 目 を定める省 1令第四 (4) 社会福 条第二号ニ 祉 士 介護福 に 規定する 祉 る 士学校指定 厚生労働

大 臣 が 別 に 定 \Diamond る 基 準 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} ように 改 正 する。

する 臣 福 が 祉 社 士会介福 科 別 目 定定める を定 護 祉 福 士 んめる省: 祉 介 士学校 基 進 令 仅指定規則第4 世士養成施計 四 条 第 設 第 三条定 項 第 二号 第 規 則 万二に規一号ト(4) 及第び一 定する厚 うる厚生 社会福 (4) 一労 祉 働 働に社大関会 に

改

正

後

لح する科目 以 いう。 社 下 学校 · を 定 祉 第三条 規 士 定する厚生労働大臣 める省令 規 介 則 護 こという。 第 福 号 ト (以 下 士 養 成)第三条 . 「科目: 施 社会福祉 が 省 別 来第一号下(4) 個祉士介護福 足規則(以下 に 令」という。 定 め る基 祉 養 及び 準 は、 社会福! ·学校指字 战施設知 、第 次 四 条 0 とお 第一項関則 ŋ

が別 会福 は できる法 養 0 科 成 分野 祉 目 施 士 省 設 実習 人であること。 -令 0 規 欄に 則 第 第三 匹 演習担当 定めるす 条 条 第 第 コ教員講習会」という。シピテュコ教員講習会」という。シピテュ「項第二号二に規定する講習会(以下」 べての科目 につい て 講習を行うこと 名は、 下下 (4)

上の る社 内容 めるもの 講 イに 習 及び 1.掲げ 会の は、 会福 び る科目に関する 実 祉 以 課 別 (上)であることとし、ロー経を修了した者にあって! 表基礎。 に 别 表実 士実 1分野 掲げる科目に関 実 2野の項に定めるもの以上、習演習担当教員講習会の 習 、習演習担当教員講習会の 分野の 分野 項 \mathcal{O} 社 会福 項 及 はする社会 に \mathcal{U} 演習 定 祉 \emptyset 士 及 び は、 1会福 l分野 る 以 実 ŧ 習 内容 別表 ハに 0) 祉の 演 (イに掲げる科目 の課程を修了した者(イに掲げる科目に内容は、別表基礎分ハに掲げる科目に関 以 項 習 上 に 担 習 定 当 1演習 であること 8 担当 Ł 講 \mathcal{O} 習 教以会

する科目を定める。社会福祉士介護福祉士の 定める基準 める省 祉介 士 護 学福校 令 第 指 士 四 定 養 規 条 成 則 施設 第 第三条 二号ニ 指 定 に規 第一号ト 規 則 定 第 す \equiv んる厚 (4)条 及第び一 労 社 号 会 ト 福 (4) 働 大 臣 祉 が に社 別関

改

正

前

二に規定する厚生労働 ○ と以いト下う。 社 会福 「学校規則)第三条 祉 士 介 護 」という。 第 福 祉 号 ト (4)、 大臣 · (以 士 養 成 下 が)第三条第一 別 施 社会福祉 に 科目省令」と 定め のる基準 祉 規 士 則 ー という という (4) ネ 次の 介護 以 福 下 及び 祉 0) 士養 と第 学 成 社 会福 お四 校 施 ŋ 条 指 設 常第一 لح 祉 定 規 す 規則 に 号 関 則 Ź

分 野 る法人であること。 祉 は 士 養 の欄 実習 科 成 目 施 に 演 省 設 習担 令第四 定 規 んめるす 則 1当教員講習会」という。)を行う者2四条第二号二に規定する講習会(以 第三 べての科目につい 条 第 号 1 (4) 学 て、 校 て講習を行うことができ。)を行う者は、別表のる講習会(以下「社会福校規則第三条第一号ト(4)

する社会福祉-定めるもの以-員 上 \mathcal{O} 上(ロ及びハにの内容は、別まれて掲げるAI する社 講習会の \mathcal{O} 0 項 て び実習 は、 課 ハに掲げる科目に別表基礎分野の項 科目 程 別 士 上) であ 分野 主実習演 表実 を修了した者にあって 士実習演 に ~習分野 0 関 習担当教員講習 ることとし、 する 項に定めるも 習担 0) 社 項に |当教員講習会の 関する社 及び演習 会福 定 祉 かるも \mathcal{O} 口 士 分野 以上 会の・ は、 会福 及び 実 習 内容 イに ハに 別 祉 \mathcal{O} \mathcal{O} 演 以 課 表 士 項 は、 · 掲 げ 演習 実習 程 に 担 掲 定 当 げる科 修 る 分 演 \otimes で 別 表基 科 野 あ 習 る ること 目 担 \mathcal{O} た者 に 当 目礎 項 \mathcal{O} 習 関に に 分 教以会

イ 養成施設規則別表第一及び学校規則別表第一に定めるソー

成

規

則

別

表第

学

校

規

則

別

表第

並

び

に

科

目省

令

科目 こという。) 演 シ ヤ 習 第二 ル 省 並 ワー 1 令第 びに -号及 ク 養成施設規則別 演習 条第 び 第三 (専門) + 条第 一号及び 表第 + 以 $\overline{\pi}$ 第三条 号に 下 「ソー 学校 定 第十 \emptyset -シャル るソ 規 一六号に] クリー 表第 定定めるソ ヤ ク ル 演 ワ 習

口 ク 実習指 条 成 (第二十) 施 **心設規則** 導 別表第 号 及 び 第 `] 学 三条 第 校 規 + 則 七 号 別 に 表 定第 め るソー 並 び に 科目 シ ヤ ル 省 ワ令

第 条 ク 成 実習 第 施 設 +規 則 号 別 表第 及び第 三条第 学 校 規 則 号 別 表第一 に 規定するソー 並 び に 科目 シャ 省 ル 令

三 略

備 別

表

略

実習指 項を含むもの 導 方法 とする。 論 I は、 ソー シャ ル ワー ク 実 習の意義に関 する

五. 容及び方法に関する事項 実習指導方法 論Ⅱは、 を含むも ソー シ t のル とす ワ · ク 実 習 指 導 0 教 育 \mathcal{O} 内

0) スパー 実習指 - ビジョ 導方法論Ⅲ ンに関する事項を含む は、 ソー シ t ル ワ ŧ 1 のとす ク実習に る お け Ź 教育 上

す る 項 ぐを含む 導方法論Ⅳ ŧ 0) は、 とする。 ソ| シ 7 ル ワ ク 実習 0) 評 価方法 に 関

> 三 シャ ク実習 条第 ワ 略 一条第十 シ 養 ヤ 成] + ク実習指 ル成 等」 ワー ル 施 五. 施 号に ワ 設 兀 設 - ク実習指導 1 規則別表第一 号に定め -ク 実 規 導等」とい 11 う。 定する相

習

並

び

に

令

第 則

条 下

第

+

号 シ

及 定

談

援助 科目省

実習

议

ソ

ヤ

ル び 第二 る

ワ

る相

実習 目

指 令

導 第 別

。 以

下 第

ーソー

シャ

. う。 談援助

及び学校

規

別

表

第一

に

規

す

第

及び

学校規則

表

第一

に

定め

るソ

導

並

び

に

科

省

条

+

七

号

及

び

ル 第

表

備別 考 \ = 略

略

五. る事 実 実習指導方法論 ~習指 項を含む 導方 ŧ 法 のとする。 Π Ι ソ ソー] シャ シ 7 ル ル ワー ワ 1 ク実習等 ク 実習 指 の意義に 導 等 0

教

育

0

関

す

Ť 内容及び方法に関する事 実習指 のスパービジョンに関 導方法論Ⅲ は、 以する事 ソーシャ 項 を含む 項 t を含むも ル ワー 0 とする。 ク 実習 のとする 等 に お け る 教 育

関 実習指導 する 事 項 を含 方法 論 IV to Ł は、 0 とする。] t ル ワ ク 実習 等 0) 評 価 方 法

七

助 科 シ 演 目 ヤ 演習 目省令第一条第十六号及び第三条第十三号に ル ワー (以下「ソーシャルワーク演習等」という。 ク 演 習 及 Ű ソー シ ヤ ル ワー ク 演 習 定め 専 る 相並 談 び

援に

社 条 第 会 福 号 祉 ウ 士 及 介 護 び 社 福 会 祉 福 士 祉 養 成 に 関 施 す 設 指 る 定 科 規 目 則 を 第三 定 \Diamond 条 る 第 省 令 号 第 ワ、 兀 条 社 第 会 七 号 福 12 祉 士 規 介 定 護 す る 福 厚 祉 生 士 学 労 校 働 指 大 臣 定 が 規 別 則 に 第

定

 \Diamond

る

基

準

 \bigcirc

部

改

正

次

 \mathcal{O}

表

 \mathcal{O}

ょ

う

ĺ

改

正

す

る。

第 八 別 則 第 条 に 定 条 \Diamond 社 る 第 会 基 福 準 号 祉 ワ 士 平 及 介 成 び 護 _ 社 福 + 会 祉 年 福 士 厚 養 祉 生 成 12 労 関 施 働 設 す 省 る 指 告 科 定 示 目 規 第 を 則 定 第 五. 百 \Diamond 三 条 + る 八 省 第 号) 令 __ 第 号 ワ、 \mathcal{O} 兀 条 部 第 社 を 七 숲 次 号 福 \mathcal{O} に 祉 よう 規 士 定 介 E す 護 改 る 福 正 厚 祉 す 生 士 る。 学 労 働 校 指 大 臣 定 規 が

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

	1
改正後	改正前
る基準る基準である省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定め社士介護福祉士学校指定規則第三条第一号力及び社会福祉に関する社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号力、社会福祉会福祉士介護福祉士	る基準 おおおお おおお おおり おり おり おり は は は は は は は が り が り の の の の の の の の の の の の の の の の
下「学交規則」とハう。)第三条第一号カ及び社会福祉こ関すいう。)第三条第一号カ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(以下「養成施設規則	以下「学交規則」という。)第三条第一号ワ及び社会福祉に関すという。)第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(以下「養成施設規則)
科目を定める省令(以下「科目省令」という。)第四条第七号に規以下「学校規則」という。)第三条第一号カ及び社会福祉に関する	科目を定める省令(以下「科目省令」という。)第四条第七号に規以下「学校規則」という。)第三条第一号ワ及び社会福祉に関する
一 養成施設規則第三条第一号力、学校規則第三条第一号力及び 定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。	一一養成施設規則第三条第一号ワ、学校規則第三条第一号ワ及び一定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。
」という。)を行う者は、法人であること。第七号に規定する講習会(以下「社会福祉士	会」という。)を行う者は、法人であること条第七号に規定する講習会(以下「社会福祉
二・三 (略)	二・三(略)

社 条 第 会福 号 祉 力 士 介 及 護 び 社 福 会 祉 福 士 祉 養 成 に 関 施 す 設 指定 る 科 規 目 則 を 定 第三条 \Diamond る 第 省 令 号 第 力、 兀 条 社 第 会 七 号 福 12 祉 士 規 介 定 護 す る 福 厚 祉 生 士 学 労 校 働 指 大 臣 定 が 規 別 則 第 に

定める基準の一部改正)

第 九 条 社 会 福 祉 士 介 護 福 祉 士 養 成 施 設 指 定 規 則 第 三 条 第 __ 号 力、 社 会 福 祉 士 介 護 福 祉 士 学 校 指 定 規

別 に 定 \Diamond る 基 準 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ らうに 改 正 す Ź。 則

第

条

第

号

力

及

び

社

会

福

祉

に

関

す

る

科

目

を

定

 \Diamond

る

省令

第

兀

条

第

七

号に

規

定

す

る

厚

生

労

働

大

臣

が

次の表のように改正する。

傍
線
部
分
は
改
正
部
分
\sim

二・三(略)	二・三(略)
習指導者講習会」という。)を行う者は、法人であること。科目省令第四条第七号に規定する講習会(以下「社会福祉士実一 養成施設規則第三条第一号カ、学校規則第三条第一号カ及び	社。
定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。 科目を定める省令(以下「科目省令」という。)第四条第七号に規以下「学校規則」という。)第三条第一号カ及び社会福祉に関するという。)第三条第一号カ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(以下「養成施設規則」	。
る基準科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定め科目を定める省令第四条第七号に規定する厚生労働大臣が別に定め社士介護福祉士学校指定規則第三条第一号カ、社会福社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号カ、社会福	に定める基準に定める事門条第一項第八号に規定する厚生労働大臣が別科目を定める省令第四条第一項第八号に規定する厚生労働大臣が別祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号カ及び社会福祉に関する社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号カ、社会福
改 正 前	改 正 後
1 x =	

附則

(適用期日)

第 条 \mathcal{O} 告 示 は 告 示 \mathcal{O} 日 か 5 適 用 す る。 た だ 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 規 定 は 当 該 各 号 に 定 \Diamond る

日から適用する。

第 条 第 兀 条 、 第 七 条、 第 九 条、 附 則 第三 条、 附 則 第 六 条 及 び 附 則 第 八 条 \mathcal{O} 規 定 令 和

年

四月一日

二 第五条の規定 令和六年四月一日

(経過措置)

則

第

条

第

号

 \vdash

(4)

社

会

福

祉

士

介

護

福

祉

士

学

校

指

定

規

則

第

三

条

第

号

1

(4)

及

 \mathcal{U}

社

会

福

祉

に

関

す

る

第二 条 第六 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 前 に 第 六 条 \mathcal{O} 規 定 12 ょ る 改 正 前 \mathcal{O} 社 会 福 祉 士 介 護 福 祉 士 養 成 施 設 指 定 規

科 目 を定 \Diamond る 省 令 第 兀 条 第 号 = に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 別 12 定 \Diamond る 基 準 以 下 基 潍 告 示 لح

1 う。 に 規 定 す る 基 準 を 満 た す ŧ \mathcal{O} لح L て あ 5 か ľ \Diamond 厚 生 労 働 大 臣 に 届 け 出 5 れ た 講 習 会 \mathcal{O} 課 程

を 修 了 L た 者 は 第 六 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 \mathcal{O} 日 に、 第 六 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 基 潍 告 示 12 規 定 す る 基

準 を 満 た す ŧ \mathcal{O} لح 7 あ 5 か U 8 厚 生 労 働 大 臣 に 届 け 出 5 れ た 講 習 会 \mathcal{O} 課 程 を 修 了 L た 者 4 な す

第三 条 第 七 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 前 に 第 七 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 改 正 前 \mathcal{O} 基 準 告 示 に 規 定 す る 基 準 を満 た す t \mathcal{O}

と \mathcal{O} 日 に 7 あ 5 第 七 カン ľ 条 8 \mathcal{O} 厚 規 定 生 に 労 ょ 働 大 る 改 臣 正 に 届 後 \mathcal{O} け 基 出 進 5 告 れ た 示 に 講 習 規 会 定 す \mathcal{O} る 課 基 程 準 を 修 を 了 満 た L た す ŧ 者 \mathcal{O} は لح 第 L 七 7 あ 条 ら \mathcal{O} 規 か U 定 8 \mathcal{O} 厚 適 生 用

労

働

大

臣

に

届

け

出

ら

れ

た

講

習

会

 \mathcal{O}

課

程

を

修

了

L

た

者

لح

4

な

す

第 几 設 お に لح 関 指 1 条 لح す 定 さ る 規 第 ŧ n 科 則 七 第 る 同 目 条 \equiv 条 届 を \mathcal{O} 定 条 \mathcal{O} 規 出 第 規 を \Diamond 定 定 1 る \mathcal{O} う。 号 に 省 適 ょ 令 1 用 第 る (4)後 及 改 匹 12 講 正 び 条 社 ک 習 会 後 第 れ 会 \mathcal{O} 福 基 項 を に 祉 関 第 進 士 行 告 L 介 お 号 う 示 必 護 要 لح = \mathcal{O} 福 す 規 な 祉 \mathcal{O} る 定 手 規 士 学 者 定 続 \mathcal{O} そ 例 に 校 が 行 12 ょ 指 \mathcal{O} 1) う ょ 他 定 届 あ 規 \mathcal{O} 行 行 5 則 出 第 為 か 社 ľ は 条 숲 8 第 第 が 厚 福 で 七 生 祉 き 条 뭉 労 士 介 \mathcal{O} 働 \vdash 規 大 (4)護 臣 定 及 福 12 75 祉 \mathcal{O} 適 社 士 届 会 用 け 養 前 出 福 成 に る 施 祉

改 す 護 及 Ŧī. 定 لح に る び 条 正 旧 福 1 前 科 養 ょ 祉 ソ う 第 成 る 士 \mathcal{O} 目 社 を 施 改 養 シ 六 会 定 設 条 正 成 t 別 \Diamond 福 規 前 施 ル 及 則 設 ワ てバ 表 祉 る \mathcal{O} 第 社 第 省 士 指 令 会 介 と 定 ク 七 に 福 演 護 1 規 条 \mathcal{O} う。 規 習 福 祉 則 \mathcal{O} 定 祉 部 士 規 \mathcal{O} 車 す 介 士 を 定 門 学 部 る 改 别 護 に 相 校 ょ 表 福 を 正 談 指 す に る 第 祉 改 援 改 定 る 士 正 は 助 規 省 及 養 す TE. 演 令 る 則 び 成 社 後 習 会 社 施 省 \mathcal{O} を 会 亚 令 設 令 基 福 含 指 準 成 福 和 祉 令 告 む 祉 定 士 + 年 規 Ł 士 和 及 示 年 厚文 介 則 75 第 \mathcal{O} لح 厚文生部 護 年 介 号 す 生部労科 昭 福 厚 護 労科働学 生 1 る 祉 和 福 働学省省 六 士 労 に 祉 学 十 二 省省 令 働 規 士 定 令 第 校 省 法 指 令 第二号。 年 施 す 号 厚 第 定 る 行 規 生 規 ソ 第 + 則 省 則 以 令 及 七 及 シ 号) 第 下 条 び び t 社 社 \mathcal{O} 五 ル 旧 会 + 第 会 ワ 規 学 福 号 定 福 校 に 祉 条 祉 ク 規 ょ に 以 \mathcal{O} 士 演 習 則 る 関 下 規 介

1)

う

لح

第

7

- 2 に 第 は 六 条 旧 養 及 び 成 第 施 設 七 条 規 則 \mathcal{O} 規 別 定 表 に 第 ょ る 及 改 び 正 旧 学 後 校 \mathcal{O} 基 規 則 準 告 别 表 示 第 第 号 12 規 口 定 に す 規 定 る す 相 る 談 援 ソ] 助 実 シ 習 ヤ 指 ル ワ 導 を 含 ク 実 む 習 ŧ 指 \mathcal{O} لح 導
- 3 第 六 条 及 び 第 七 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 基 準 告 示 第 号 ハ に 規 定 す る ソ シ t ル ワ ク 実 習 に は

す

る

- 第 六 科 75 る 省 条 目 ソ 旧 を 令] 養 定 第 シ 成 平 8 七 施 Y る 条 設 成 ル 省 規 ワ \mathcal{O} 令 規 + 則 定 年 \mathcal{O} ク 別 に 厚文 演 表 習 生部 第 部 ょ 労科 る を 働学 専 改 及 助 改 省省 門 び 正 正 令 す 後 旧 学 第 る に \mathcal{O} \equiv 省 改 は 校 号。 令 規 正 第 社 後 則 会 別 以 \mathcal{O} 条 福 表 下 基 \mathcal{O} 祉 準 第 規 告 士 旧 介 科 に 定 示 第 に 護 規 目 ょ 福 定 省 号 令 る 祉 す 改 士 イ る 学 کے 正 に 相 7 校 規 談 前 う。 指 定 \mathcal{O} 援 定 す 社 助 会 規 実 る 習 第 福 則 ソ を 1 祉 及 条 含 12 び シ 社 第 関 ヤ む 会 + す ル ŧ る 六 福 ワ \mathcal{O} 号 科] 祉 す 及 目 に ク 関 75 を 演 習 第 定 す \Diamond る 及
- 2 目 省 第 令 七 第 条 \mathcal{O} 条 規 第 定 十 12 七 ょ 号 る 及 改 75 正 第 後 \equiv \mathcal{O} 条 基 第 準 告 十 兀 示 号 第 に 号 規 定 口 す 12 る 規 定 相 す 談 る 援 助 ソ 実] 習 シ 指 7 導 ル を ワ 含 む ク 実 Ł 習 \mathcal{O} 指 す 導 る に は 旧 科

条

+

三

号

12

規

定

す

る

相

談

援

演

習

を

含

む

ŧ

 \mathcal{O}

لح

す

る

- 3 令 第 第 七 条 条 第 \mathcal{O} + 規 定 八 号 に ょ 及 75 る 第 改 \equiv IE. 条 後 第 \mathcal{O} + 基 潍 五 号 告 12 示 第 規 定 号 す る ハ 12 相 談 規 定 援 す 助 る 実 習 ソ を 含 シ ts. Y ŧ ル \mathcal{O} ワ لح す ク る。 実 習 12 は 旧 科 目 省
- 第 七 類 は 条 第 第 八 八 条 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 規 定 定 12 \mathcal{O} ょ 適 る 用 改 \mathcal{O} 際 正 後 現 に \mathcal{O} 様 あ 式 る に 第 ょ 八 る 条 Ł \mathcal{O} 規 \mathcal{O} と 定 み に な ょ る 改 正 前 \mathcal{O} 様 式 12 ょ Ŋ 使 用 さ れ 7 1 る 書

第八条 第九条 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 適用 \mathcal{O} 際 現に ある第九条の規定による改正前 の様式 により使用されている書

類 は 第九条 \mathcal{O} 規定に による改一 正 後 \mathcal{O} 様 式 によるも \mathcal{O} とみなす。